

# Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

〔発行日〕 平成21年2月1日

## 雇用に関する助成金の要件が緩和！

平成20年12月より雇用に関する助成金の受給要件が一部緩和されましたので簡単に紹介します。

厚生労働省では1月29日、従業員を一時休業させるなどして雇用を維持した企業に支払う雇用調整助成金の支給要件を2月中にもさらに緩和することを決定しました。休業日数が所定労働時間の20分の1以上と定めている要件を廃止し、休業日数に応じて支給されるようです。また、現行制度では生産量が直前の3ヶ月、または前年同期比で5%以上減少していると支給対象となりますが、売上高の減少幅についても生産量と同基準で支給されることになりそうです。

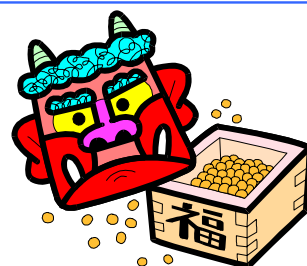
また、12月1日に創設された「中小企業緊急雇用安定助成金」には、解雇か雇用継続かで悩む中小企業の申請や問い合わせが殺到しているようです。人気の理由は、従来の「雇用調整助成金」と比べ大幅に要件が緩和されたこと。ですが、企業が実際に休業手当を支払っていることが受給条件で、支給開始まで数ヶ月間かかるという、その間は休業手当の支払いで企業の資金繰りを圧迫する形となり、即効性を求める業者からは「時間がかかりすぎ」という声も上がっています。

同助成金の申請は愛知県内ではあいち雇用助成室しかできないため、連日、中小業者が事務所の廊下にはみ出すほど訪れ、電話での問い合わせは1日200件、実際の申請は1日30件にも上るようです。

下表の他にも、平成21年1月から施行された「労働移動支援助成金」(離職を余儀なくされる労働者等に対し求職活動等のための休暇を付与する等)など雇用に関する助成金が創設または要件緩和されています。

### CONTENTS

雇用に関する助成金の要件が緩和・・・	P.1
公的融資を活用する場合の準備は？・・・	P.2
経営分析シートで自社の経営力を見る・・・	P.3
確定申告の準備はお早めに・・・	P.4
USBウィルスの脅威・・・	P.4
雇用保険法が変わります・・・	P.5
2月度の税務スケジュール・・・	P.5
今月の名言録・・・	P.6
編集後記・・・	P.6
ASAKからのお知らせ・・・	P.6



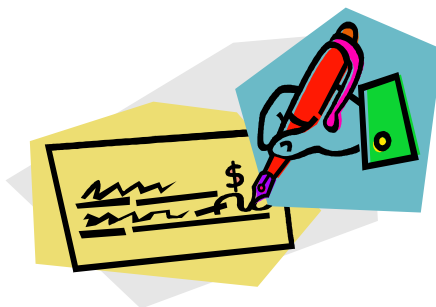
	助成金	主な要件	助成額
雇用維持	<b>雇用調整助成金</b> 急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。	最近3ヶ月間の生産量とその直前3ヶ月間又は前年同期比で5%以上減少していること。 従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと 3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと。	休業等 休業手当相当額の2/3 支給限度日数:3年間で300日 (最初の1年間で200日分まで) 教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日1,200円を加算 出向 出向元で負担した賃金の1/2
	<b>中小企業緊急雇用安定助成金</b> 急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。	[1]最近3ヶ月間の生産量とその直前3ヶ月又は前年同期比で減少していること [2]前期決算等の経常利益が赤字であること 従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと 3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと	休業等 休業手当相当額の4/5 支給限度日数:3年間で300日 (最初の1年間で200日分まで) 教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日6,000円を加算 出向 出向元で負担した賃金の4/5
新規雇用	<b>試行雇用奨励金</b> 業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用(原則3ヶ月)する場合に奨励金が支給されます。	公共職業安定所の紹介により試行的に短期間(原則3ヶ月)雇用すること 45歳以上の中高年齢者 40歳未満の若年者等 母子家庭の母等 季節労働者 中国残留邦人等永住帰国者 障害者 日雇労働者・住居喪失不安定就労者・ホームレス	対象労働者1人につき、 月額40,000円 支給上限:3ヶ月分まで

## 公的融資を活用する場合の準備は？

国民生活金融公庫は、事業規模が小さく、担保となる不動産も持っていない小企業にとっては身近な存在でした。初めて公庫から資金(金額的には多くはありませんが)を借入れる際には、若干、面倒な手続き(特に保証人制度)もありますが、次回からは(返済が順調であることを前提に)借換えの手続きをするだけで融資が継続できました。

その公庫も、平成20年10月1日から「株式会社日本政策金融公庫」として再出発しています。この政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行が統合し、言わば株式会社ですので民間の金融機関となったわけです。

国民公庫が担っている「小口金融の専門店」としての融資機能は、そのまま新公庫に承継されるということで、従来の業務と大幅に変更になることはないようです。



### (1) 第三者保証人等を不要とする融資

公庫では、次の条件を満たす貸出先には、第三者保証、保証協会の保証、不動産担保の提供がなくても融資の利用はできるとしています。具体的な条件ですが、税務申告を2期以上行なっていること、原則として、所得税等を完納していることです。但し、金利については、若干のプレミアムがつきます。

### (2) 融資を受ける際の事前準備

あたり前のことですが、ただ漠然とお金が足りないから借りるのではなく、何のためにいくら必要なのか、さらに、返済条件をどうするのか明確にすることが重要です。例えば、買掛金の決済なのか、事業転換資金なのか、機械等の設備資金なのか、その上で、返済の原資として売上げを見込んでいる場合、期待通りに達成できるか等々、これらの諸条件を資金計画の中で整理することが大切です。その上で、有利な公的制度融資の利用を検討します。

### (3) 公的融資制度の内容

公的な融資制度には、都道府県や各区が独自で設けたものと国の制度があります。都道府県や区の制度は保証協会の保証を受けて利用します。

国の制度には、「マル経融資」あり、商工会議所の推薦にもとづき国民生活金融公庫が融資する制度で、担保や保証人、保証協会の保証が不要で低利の融資が受けられます。



## One Point

### 自治体が行う事業系ゴミ処理に伴う費用処理

自治体が提供する行政サービスに対しては、消費税は一切かからないと考える人もあるかも知れませんが、そうとは限りません。消費税を非課税としているのは自治体固有の行政サービスである、登録、認定、確認、指定、免許、検査、検定、試験、審査及び講習、証明、公文書の交付、閲覧及び謄写、旅券の発給などです。

つまり、自治体が行う事業系ゴミの収集・運搬・処理サービスには消費税が課税されます。これらの業務は、民間企業と競合するところがあり、民間企業だけを課税するならば民業圧迫となってしまうため非課税としていないのです。

#### 有料ゴミ処理券の性格

コンビニエンスストアなどの店舗で購入するゴミ処理券は、自治体に事業系一般廃棄物を収集してもらうための手数料が予め納付済みであることを証明する券であり、物品切手としての性格を有します。

#### 有料ゴミ処理券の課税仕入の時期

消費税において課税仕入れがあったとされる時期は、原則として、ゴミ処理券をゴミ袋に貼り付けてゴミを自治体に収集してもらった時です。ただし、每期継続して同様な処理を行うことを条件に、ゴミ処理券を購入した時をもって課税仕入れの時期とすることができます。

#### 消費税上の課税仕入れとは

商品などの棚卸資産の仕入れ、機械や建物等の事業用資産の購入又は賃借、原材料や事務用品の購入、運送等のサービスの購入、そのほか事業のための購入などをいいます。



## 経営分析シートで自社の経営力を見る

<「寝ている事業資金」をつかむ> 経営資本回転率を分析してみましょう！

手順1 経営資本を出します

$$\boxed{\text{経営資本}} = \boxed{\text{総資本}} - \boxed{\text{経営外資産}}$$

手順2 経営資本回転率を出します

$$\boxed{\text{経営資本回転率(回)}} = \frac{\boxed{\text{売上高}}}{\boxed{\text{経営資本}}}$$

手順3 数字を比較して資本の利用効率を確認しましょう

建設業平均・・・1.7回	製造業平均・・・1.4回
卸売業平均・・・2.0回	小売業平均・・・2.0回
サービス業平均・・・1.8回	情報通信業平均・・・2.3回
運輸業平均・・・1.9回	不動産業平均・・・0.4回

\* 経営資本 = 総資本(総資産) - 経営外資産(建設仮勘定 + 投資等 + 繰延資産)として計算



### <経営資本回転率とは>

営業活動に投入した経営資本が、効率よく活用されているかどうかを見る指標です。会社は資本を元手にして機械設備や店舗、原材料、商品などを購入し、生産と販売活動によって収益を上げています。少ない資本でより大きな収益を達成すれば、元手の資本が十分に生かされたこととなります。

<この分析のポイント>

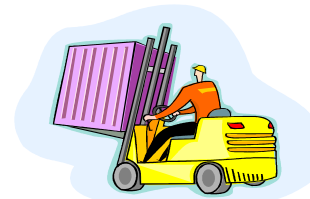
営業活動に使った経営資本の、何倍の売上高を上げているかが分かる比率です。365日 ÷ 回転率 = 回転日数となり、経営資本が1回転するために必要な日数ができます。当然、日数が速いほうが効率経営といえます。

安定成長の時代においては、高度経済成長の時代と違って、売上高の大幅な増加が期待できません。とすれば、資本を圧縮して回転率を高め、効率を上げる以外に方法はないのです。これが、減量経営です。

貸借対照表の左側は資本運用の中身、右側は資本調達の中身が表示されています。この指標の水準値や傾向値を改善するには、さらに運用の中身について詳しく分析・検討する必要があります。

そうすれば、どこに肥満経営の原因が潜んでいるか発見できるのです。

回転率を上げれば、資金繰りはそれだけ楽になります。売掛金の滞留や在庫の増加は金食い虫です。また設備投資の採算管理も厳しく行いましょう。



<具体例>

簡単に右表A社及びB社の例で見てください。

A社は投下資本100,000千円に対し、B社は投下資本50,000千円とA社の半分です。金額のみで企業の規模を把握するのならば、A社はB社の倍の規模と言えます。

売上高を比較すると、両社は同額の300,000千円です。この2社の総資本回転率を比較すると、A社は3回に対しB社は6回となり、B社はA社に比べ半分の投下資本で、同額の300,000千円の売上高を獲得する事が出来たと判断することが出来ます。

	A社	B社
投下資本	100,000千円	50,000千円
売上高	300,000千円	300,000千円
総資本回転率	3回	6回

### 頭の体操

長方形ABCDのたてを2cm短くし、横を3cm長くしても面積は変わらず、

さらにたてを3cm短くし、横を12cm長くしても面積は変わりません。

長方形ABCDの面積を求めなさい。

立教新座中(日能研HPより抜粋)



回答はP.5の下部にあります



## 確定申告の準備はお早めに！

平成20年度の確定申告が近づいてきました。確定申告をされる方は、お早めにご準備をお願いします。



### < 確定申告が必要な方 >

- 事業所得や不動産所得がある方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 土地や建物を売却された方
- 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます)

### < 確定申告をすると税金がもどる方 >

#### 医療費控除

病院や薬局等で医療費を10万円以上支払われた方(所得が少ない人は、所得の5%以上)は、医療費控除を受ける事ができます。病院等の領収証、電車で病院に行かれた場合は、日付・病院名等を記入したメモをご用意ください。

#### 雑損控除

災害や盗難によって住宅や家財に損害を受けた場合や、それによってやむをえない支出をした場合は、雑損控除を受けることができます。盗難の場合はその事実が分かる書類(被害届等)、災害による支出は領収証をご用意ください。

#### 住宅取得金控除

20年度中に自宅を新築、購入または増改築をした方で、20年度中に居住した方が、新築、購入または増改築をするために借入を行った場合は、住宅取得金控除を受けることができます。(2年目からは、年末調整可能)

必要書類・・・建築請負契約書(売買契約書)、領収書、借入金の残高証明書(専用書式)住民票、登記簿謄本

## USBウイルスの脅威！

大容量・低価格化が急速に進み、手軽にデータを持ち運べる道具としてUSBメモリーが浸透しています。ですが、ここ1年で、USBメモリーを狙って感染を広げる新しいタイプのパソコンウイルス(USBウイルス)が爆発的な勢いで増加しています。

大手セキュリティー企業のトレンドマイクロ社に寄せられた感染被害報告によると、2008年8月から4ヶ月連続で1位を記録しています。また、他のパソコンウイルスと違って桁違いの報告数で、このような大規模感染は異例のことのようです。

実際に、このUSBウイルスは感染したUSBメモリーをパソコンに挿すと、勝手にウイルスが実行されパソコン内にウイルス本体のコピーを作成して感染させます。感染後は、パソコン内のシステムファイルを破壊したり、不正なサイトに勝手にアクセスして別のウイルスをダウンロードするといった悪質な動作をします。

基本的には、ウイルス対策ソフトを導入していれば、ウイルスが起動してもその瞬間に隔離されますのでパソコンには感染しません。ですが、ウイルスソフトのアップデートがされていなかったり、新種のためウイルスソフトが認識しない場合もありますので、見知らぬファイルがUSBメモリー内であれば開かず、すぐに削除をしてください。

「日経PC21 2008年2月号より」

### 猛威を振るうUSBウイルスに注意

▶被害報告数が過去最大に！4カ月連続1位



▶挿すだけで感染！「オートラン」がウイルスを自動実行



図2 感染したUSBメモリーをパソコンに挿すと、オートランが動作してウイルスを起動する(1)。ウイルスはパソコンに自身をコピーし(2)、システムファイルを破壊したり、別のウイルスをダウンロードするなど悪質な動作をする(3)。

### 念のため自動再生は無効にしておく

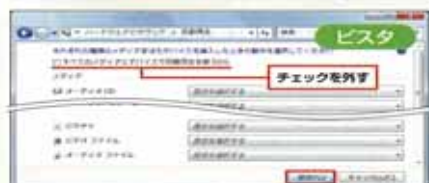


図5 ビスタでは、「コントロールパネル」を開いて「ハードウェアとサウンド」欄の「CDまたは他のメディアの自動再生」を選ぶ。開く画面で「すべての「自動再生を使う」のチェックを外す

## 雇用保険法が変わります

平成21年1月20日、厚生労働省において、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が作成され、同日、同法案の国会提出について閣議に付議し、閣議決定がなされました。

この改正は、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能を重点に、次のとおり法改正がおこなわれます。

この改正の施行期日は、平成21年4月1日です。

毎月の給料から控除する雇用保険料率につきましても改正がありますので、ご注意ください。  
( は3年間の暫定措置です)



### 1.非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、  
受給資格要件を緩和：保険者期間 12ヶ月 6ヶ月(解雇等の離職者と同様の扱い)  
給付日数を解雇等による離職者並に充実

### 2.再就職が困難な場合の支援の強化

解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長(例えば所定給付日数90日の場合 150日)

### 3.安定した再就職へのインセンティブ強化

早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引き上げ(30% 40%または50%)  
就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大  
(年長フリーター層を追加)・給付率の引き上げ(30% 40%)

### 4.育児休業給付の見直し

平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置(40% 50%)を当分の間延長  
休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給

### 5.雇用保険料率の引き下げ

失業給付に係る雇用保険料率(労使折半)を平成21年度に限り、0.4%引き下げ(1.2% 0.8%)  
個人負担分 0.4%、会社負担分 0.4% + 雇用3事業率 0.3%

## 2月度の税務スケジュール

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 2月10日(火)
12月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申告期限 } 納 期 限 } 3月2日(月)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	
6月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	
消費税の年税額が400万円超の3月・6月・9月決算法人の3月ごとの 中間申告 消費税・地方消費税	
消費税の年税額が4,800万円超の11・12月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ご との中間申告 消費税・地方消費税 (10月決算法人は2ヶ月分)	
固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)	

## 今月の名言録

### ～ たやすいこと ～

達成を求めて努力するよりも、人並みのところで落ち着くほうがたやすい。

哀れみにかき乱されるよりも、自己満足に浸るほうがたやすい。

成功するよりも、懐疑的になるほうがたやすい。

克服するよりも、異議を唱えるほうがたやすい。

夢を実現させるよりも、失望を正当化するほうがたやすい。

成し遂げるよりも、不満を吐くほうがたやすい。

--- 作者不詳

(「ありきたりの毎日を黄金に変える言葉」ジョン・C・マクスウェル著

齋藤孝監訳 講談社)



## 編集後記

はじめまして、1月中旬よりASAK浅岡会計事務所のメンバーに加わった、岩瀬と申します。

前職では、システムエンジニアとして6年間、C言語などのプログラミング言語を使用して、カーナビゲーションシステムのオーディオ機能、携帯電話交換機の通信機能、オートマチックトランスミッションのCAN通信機能などといった、組み込み制御系といわれるシステムの開発に携わってきました。

会計業務の経験としては、日商簿記検定2級の資格を取得したのみで、実務未経験の為、ASAK浅岡会計事務所に勤め始めての3週間は、毎日が新しいことの連続で、学ばなければならないことが多い中、先輩所員の皆さんに迷惑をかけながらではありますが、非常に濃密な時間を過ごすことができました。

これから2月から3月にかけて、会計事務所として忙しい時期になり、さらに迷惑をかけるかもしれませんが、できる限り早くASAK浅岡会計事務所の力となり、お客様のお役に立てるように、努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。  
(岩瀬 和久)



## ASAKからのお知らせ

### 来月号はお休みです！

次号のInsight Review (Vol. 43)は、業務上の都合により1ヶ月のお休みをいただき、平成21年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

## 事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

http://www.asaoka-kaikei.com

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士  
不動産鑑定士  
社会保険労務士

浅岡 和彦  
佐々木 勝己  
松永 裕美

